【周南市文化会館等】
指定管理者申請要項

令和７年１１月

山口県周南市

目次

1　趣旨 2

2　施設の目的 2

3　施設の概要 3

4　申請期間 3

5　質問の受付等 3

6　管理の条件 4

7　申請の手続き等 8

8　審査項目・配点 9

9　審査結果の公表 11

10　指定管理者の指定手続 12

11　指定管理者の公表 12

12　指定管理準備業務 12

13　今後の主なスケジュール 13

１　趣旨

本要項は、周南市文化会館等（ここでは、周南市文化会館（以下「文化会館」という。）、周南市美術博物館（以下「美術博物館」という。）、周南市郷土美術資料館(以下「郷土美術資料館」という。）の総称として使用する。（以下「文化会館等」という。）の指定管理者の申請について、必要な事項を定めたものである。

本要項に基づき、周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条の規程を踏まえ、指定管理者を公正かつ適正に選定する。

２　施設の目的

⑴　施設の設置目的

【文化会館】

文化会館は、本市の文化芸術施設として、「市民の文化の向上及び福祉の増進を図る」ことを目的に設置している。

文化会館は、本格的な劇場ホール機能を有する周南地域の重要な文化拠点施設として、音楽、演劇、舞踊など優れた芸術を鑑賞する場として、また、市民が文化活動の成果を発表し、あるいは生活全般にわたるさまざまな催しの場としての役割を果たす。

【美術博物館】

美術博物館は、本市の文化芸術施設として、「市民の教育、学術及び文化向上に寄与する」ことを目的に設置している。

美術博物館は、美術、写真及び歴史の３部門を持つ登録博物館として、その特色を活かした事業を行う。

【郷土美術資料館】

郷土美術資料館は、本市の文化芸術施設として、「尾崎正章氏の作品を鑑賞できる機会を提供するとともに、市民の文化風土の醸成を図り、広く市民が利用できる」ことを目的に設置している。

郷土美術資料館は、旧新南陽市が尾崎正章氏より多数の作品寄贈を受けたことにより、その貴重な絵画の展示・保存・作品紹介を中心としながらも、幅広い視野にたち地域文化の振興に寄与するため、平成７年に永源山公園内に建設。公園内に設置する施設であるため、都市公園法に定める公園施設として位置付けられ、教養施設としての陳列館として、その特色を活かした事業を行う。

⑵　事業者等に求める施設の管理運営や方向性

ア　複数施設を一体的に管理することにより、人的資源、情報、ノウハウを共有し、施設間の相互補完を図るとともに、市民サービスの向上と運営コストの削減を両立させること。

イ　文化芸術活動の拠点施設である文化会館等の良好な活動環境と快適な鑑賞空間を維持し、質の高い舞台芸術・展覧会・講演会等、優れた文化芸術に触れる機会を提供すること。

ウ　文化会館等に求められる多様な機能を踏まえ、情報発信の強化や文化会館等の特徴を踏まえた活用を進めるとともに、他の施設との連携により相乗効果を高める工夫を行うこと。

エ　年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが文化芸術に親しむことができるよう、文化会館等のバリアフリー化を進めること。

オ　文化関連施設の課題解決や事業の質の向上等を図る方法の共有を図り、事業の連携や活性化に取り組むこと。

カ　地域資源を活用した企画や事業の実施を行うとともに、他の文化関連施設や学校、企業等と連携し、新しい工夫や展開が生まれるような取組を行うこと。

キ　市民がそれぞれの興味・関心をきっかけに、多様な楽しみや気づきを得ることができるよう、観光、産業、まちづくり、国際交流、福祉、スポーツ、教育等、他分野との連携を進めること。

ク　文化芸術の効果により地域の活性化につながるよう、地域の特徴的な産業等との連携に取り組むこと。

3　施設の概要

⑴　施設の名称

別添仕様書のとおり

⑵　施設の所在地

別添仕様書のとおり

⑶　施設の沿革

別添仕様書のとおり

⑷　施設の規模

別添仕様書のとおり

⑸　休館日・開館時間

別添仕様書のとおり

4　申請期間

令和７年１１月２８日（金）～令和７年１２月１９日（金）の１７時１５分までに必着（郵送可）

5　質問の受付等

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

⑴　受付期間

令和７年１１月２８日（金）～令和７年１２月１７日（水）の１７時１５分まで

⑵ 受付方法

質問票（別紙１）に記入のうえ、提出してください。なお、ＦＡＸ又は電子メールでの提出も受け付けます。

ＦＡＸ番号：０８３４－２２－８６２２

電子メール：bunka@shunan.lg.jp

⑶ 回答方法

令和７年１１月２８日（金）～令和７年１２月１８日（木）にＦＡＸ又は電子メールで回答します。

６　管理の条件

⑴　申請資格

ア　周南市内に事務所を置く法人又は団体

イ　法人又は団体で、施設管理業務が可能で、文化芸術に関する活動実績、知識、経験及び熱意があること。

ウ　法人若しくは団体又はその代表者が、次に該当する場合は申請できません。

・法律行為を行う能力を有しない場合

・破産者であって復権を得ない場合

・地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、周南市における一般競争入札等の参加を制限されている場合

・申請期間の初日前２年間で、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合

・申請期間の初日前２年間で、指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合

・国税、県税又は市税を滞納している場合

・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある法人等である場合

・業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する法人又は団体ではないと考えられる場合考えられる場合

⑵ 指定管理者が行なう業務

別添仕様書のとおり

⑶ 利用料金制度

文化会館等は利用料金制度は導入しません。施設の使用に際し使用者が負担する使用料については、市の収入とします。

⑷ 関係法令の遵守

ア　管理業務を行うにあたっては、次の関係法令を遵守してください。

・地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
・文化芸術基本法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
・博物館法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
・劇場、音楽堂等の活性化に関する指針
・周南市文化会館条例、同施行規則
・周南市美術博物館条例、同施行規則
・周南市郷土美術資料館条例、同施行規則
・周南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則
・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
・個人情報保護法
・周南市暴力団排除条例
・その他業務を遂行する上で、関連する法令や技術規範等がある場合は、それらを遵守してください。

イ　施設設備及び物品の維持管理は適切に行ってください。

ウ　施設の運営に関して、必要な情報公開を積極的に行なうことにより、市民、利用者の信頼を得るよう努めてください。

⑸ 自主事業

別添仕様書のとおり

⑹ 指定の期間

令和８月４月１日から令和１３年３月３１日まで

⑺ 指定管理料

施設の管理運営に要する経費に充てるため、周南市は指定管理者に対し指定管理期間に次の金額を上限として指定管理料を払います。

指定管理料上限額（５年間）１，８１５，６５９，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア　申請時に、収支計画書等で明記してください。

イ　年度の予算の範囲内において、年度ごとの個別協定により決定し、四半期ごとに支払います。（協定は、指定の期間を通した基本協定と年度ごとの個別協定の２種類結びます。）細目的事項については、協議のうえ協定で定めます。

ウ　法人格のない団体であっても指定管理者となることで、法人税等の納税義務者となる場合があります。

エ　市は照明電球や設備部品の購入、取替え等、通常・日常的に施設の維持管理に係る消耗品費及び修繕費を除き、指定管理者において措置することが適当と認めた修繕については、その予算額を示して指定管理料に含めます。

オ　精算項目は、修繕料とする。ただし、大規模改修に伴う休館期間中の精算項目については、市と別途協議するものとします。

⑻　リスク分担等に関する事項

ア　指定管理者の責めに帰すべき事由により、適正な施設の管理運営が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、周南市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときには、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

イ　指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設の管理運営の継続が困難と認められる場合は、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ　ア又はイにより指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は周南市に生じた損害を賠償しなければなりません。

エ　管理業務に関するリスク分担については、「リスク分担表」のとおりとします。

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
維持管理	施設・設備		○
	施設内機械設備		○
	施設内備品		○
使用料等の徴収			○
許可権限のある施設の使用許可等	使用の許可、取消し化予備停止		○
安全衛生管理			○
災害復旧		○	
施設に係る各種保険加入		○	○
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域住民、施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の	○	

	変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○ 別途協議	別途協議
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（市から指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払遅延（指定管理者から市）によって生じた事由		○
施設等の修繕	大規模修繕（1か所当たりの所要額が 100 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のもの）又は改修を要する場合は、市と別途協議の上で負担区分を決定	○（内容欄の場合）	○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模によるもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（極めて小規模によるもの）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（極めて小規模によるもの）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了後の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務廃止の場合における事業者の撤収費用		○

⑼　事業報告について

ア　毎月終了後１０日以内に、その月の管理の業務に関する事業報告をしてください。

イ　毎年度終了後６０日以内（指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して６０日以内）に、その年度の管理の業務に関する事業報告を周南市の指定する様式又はその要件を満たす書類によりしてください。

ウ　定期的または市の求めに応じ、施設の管理運営状況や業務の進捗状況を報告してください。

⑽　指定管理者評価制度について

条例や協定に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的として、指定管理者の評価を実施します。

⑾　公共施設の再配置について

周南市では、行財政改革をより積極的に推進するため、「公共施設の再配置」に本格的に取り組むこととしており、この取り組みが進捗した場合は、指定管理期間中に施設を廃止することがあります。

その場合において、周南市は、事前に指定管理者と協議を行います。

⑿　業務の引継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するものとします。

⒀　指定管理業務に係る人材登用及び経費の支出

指定管理者は公金支出であり、公の施設の管理運営経費であることに鑑み、特に理由がある場合を除き、指定管理業務に係る人員の採用及び雇用があるときは、市内在住者等、地元からの人材登用をお願いし、また、物品の購入、修繕施工等についても、市内業者への発注をお願いします。

7　申請の手続き等

⑴　提出先

〒７４５－８６５５　周南市岐山通１－１
周南市文化振興課　文化振興担当
電 話 番 号：０８３４－２２－８６２２
ＦＡＸ番号：０８３４－２２－８４２８
電子メール：bunka@shunan.lg.jp

⑵　提出方法

郵送、持参又は電子メール

⑶　提出書類

申請に当たっては、以下の書類を周南市に提出してください。

ア　指定管理者の指定申請書（様式１）

イ　法人にあっては法人登記事項証明書

ウ　最近１年間の法人又は団体の国税、県税及び市税の納税証明書並びにその代表者の国税、県税及び市税の納税証明書

エ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

オ　法人又は団体の概要を示す以下の書類

・沿革・実績を示す書類

・代表者の履歴書

・役員の構成及び氏名を証する書類

・組織及び運営に関する事項を記載した書類

・決算関係書類又は決算見込みを説明する書類

・予算関係書類（事業計画書、収支予算書）

カ　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

キ　施設の事業計画書（様式２）

ク　役員名簿（様式３）

・作成に当たっては、「提出書類作成要領（別紙２）」を参照してください。

・周南市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

申請者は、正本１部、ア、キについては、写しを６部提出してください。

⑷　著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、周南市は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、周南市情報公開条例（平成１６年周南市条例第３６号）の規定により不開示とすべき箇所を除き、開示されることがあります。なお、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しません。

⑸　費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

８　審査項目・配点

指定管理者候補者の選定に当たっては、申請の内容について、以下の審査基準に基づいて審査します。

（１）１次審査（書類審査）

提出された書類を、【別表１】の審査項目・視点・配点に基づき、審査します。審査項目の内、１項目でも０点があれば失格とし、申請書類の再提出を求めます。最低基準は、総配点（満点）の１００分の６０を満たすこととします。

（２）２次審査（プレゼンテーション審査）

周南市指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）により、【別表２】の審査項目・視点・配点に基づき、審査します。審査項目の内、１項目でも０点があれば失格とします。審査項目に対する各委員の平均点を得点とし、最低基準は、総配点（満点）の１００分の６０を満たすこととします。

【別表１】１次審査　審査項目・視点・配点

	審査項目	視点	配点
絶対的条件	申請資格	提出書類が、申請要項や仕様書に添ったものか　（提案金額・内容・法令順守等）	２０点
	管理運営基本方針	施設の目的、市民の平等利用等が守られているか	
経営能力	経営能力	資力や事業実績はあるか	６５点
	専門性	専門的な知識を備えているか	
	規則・規定の整備	就業規則・経理規定・給与規定・法人の諸規定類が整備されているか	
	情報公開・個人情報保護	情報公開・個人情報保護への対応は取られているか　（規定・取組実績）	
	サービス向上	サービス向上への取組みが見られるか	
	稼働率、利用者の向上	稼働率や利用者の向上への取組みが見られるか	
	危機管理	防災体制、施設内事故等の危機管理は適切か	
	災害時対応	災害時に、周南市と連携して対応に取組む体制がとられているか	
事業計画書	施設目的理解度	施設の目的を理解しているか	１１５点
	目標管理	施設の設置目的に沿った適切な目標が設定されているか	
	運営理念	施設運営理念が明確か	
	施設振興方策	実現性や先見性を持った、施設の振興方策があるか	
	地域連携・支援	公民協働の視点からの、地域との連携や支援があるか	
	運営提案	収益や利用者の増加など、施設運営に当たっての提案は明確か	
	適正な業務委託	包括的な業務委託はされていないか（メイン業務の丸投げ） 一部業務を委託する際に、業者の選定方法が適切で透明性があるか	

	職員採用・配置	職員採用（現職員の雇用）及び配置（平日・土日・休日）の考え方は適切か	
	人材育成・研修計画	人材育成や研修計画は適切か	
	ICT対応	ICT化への対応は取られているか	
	円滑な施設運営	質の高い利用者サービスを確保しつつ、円滑な運営を行うための提案があるか	
	利用者要望・意見集約	利用者からの要望・苦情・意見を集約し、改善につなげる体制や方法があるか	
	予算・収支計画	業務の着実な実施に向けた予算・収支計画となっているか	
	実施計画書	業務を実施するにあたって、必要な準備業務を盛り込んだ実施計画書があるか	
	施設使用対応	災害・占用使用・老朽化等の原因で、使用不能になった場合の対応があるか	

【別表２】２次審査　審査項目・視点・配点

審査項目	視点	配点
施設の設置目的の理解	施設の設置目的についての理解があるか	２０点
目標管理	施設の目的に沿った適切な目標が設定されているか	２０点
公共性の担保	住民の平等利用や災害時における避難所、公的行事の占用使用への理解があるか	１０点
独自の工夫によるサービスの向上	施設のサービスの向上を図るための独自の工夫があるか	３０点
施設管理	施設の管理を安定して行う能力があるか	２０点
モニタリング	利用者等へのモニタリング方法や満足度の把握があるか	１０点
収支計画	収支計画書（施設管理・運営）等に、コスト縮減やその実現性の提案があるか	４０点

９　審査結果の公表

審査結果は、指定管理者候補者の決定後、周南市公式ホームページで公表します。

【審査結果の公表事項】

⑴　申請要項及び業務仕様書

⑵　審査会設置要領

⑶　審査結果（候補者の名称、評価点（合計点及び審査項目点）、選定理由）

10　指定管理者の指定手続

⑴　１次審査（書面審査）　令和８年１月上旬（予定）
申請者には、結果を通知します。

⑵　２次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）　令和８年１月中旬（予定）

⑶　指定管理者候補者の選定

⑷ 結果通知
２次審査の結果を通知します。

⑸ 指定管理者の指定
周南市議会による指定の議決を経て、指定通知書により通知します。
令和８年３月下旬（予定）

⑹ 指定の期間を通した基本協定を結びます。

⑺ 各年度当初予算議決後、年度ごとの個別協定を結びます。

⑻ 保証金について
この協定の保証金については、周南市契約事務規則（平成１５年周南市規則第５１号）第４８条の規定を準用します。（免除については同条第３項の規定を準用します。）

11　指定管理者の公表

周南市公告式条例の規定により公告し、かつ本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の窓口に据え置きます。また、周南市広報及び周南市公式ホームページに掲載します。

12　指定管理準備業務

指定管理者として指定された法人等は、サービス水準の維持を図るため、令和８年３月下旬に、周南市と十分協議のうえ、円滑に移行できるよう必要な準備を進めてください。

13　今後の主なスケジュール

日　　付	内　　容
令和７年１１月２８日（金） ～１２月１９日（金）	申請要項交付期間
令和７年１１月２８日（金） ～１２月１７日（水）	質問事項受付期間
令和７年１１月２８日（金） ～１２月１８日（木）	質問事項回答
令和７年１１月２８日（金） ～１２月１９日（金）	申請期間（申請書受付期間）
令和８年１月上旬（予定）	１次審査の実施
令和８年１月中旬（予定）	２次審査（プレゼンテーション）の実施
令和８年３月議会（予定）	指定管理者の議決
令和８年３月下旬（予定）	指定管理者の指定